

福島県アルコール健康障害対策推進計画(第2期)の概要

1 計画策定の趣旨等

アルコール健康障害対策の総合的かつ計画的な推進

不適切な飲酒は、心身の健康障害(アルコール健康障害)の原因となり、本人の健康や家族への深刻な影響、重大な社会問題を生じさせる危険性がある。

国
 アルコール健康障害対策基本法(平成26年)
 アルコール健康障害対策推進基本計画(第1期)(平成28年～令和2年)
 アルコール健康障害対策推進基本計画(第2期)(令和3年～令和7年)

アルコール依存症の生涯経験者の推計数
 全国 54万人 福島県 8千人

福島県
 アルコール健康障害対策推進計画(第1期)(平成30年～令和4年)
 アルコール健康障害対策推進計画(第2期)(令和5年～令和9年)

2 計画の概要

基本理念	○発生・進行・再発の各段階に応じた防止対策と、アルコール健康障害の当事者とその家族の支援 ○アルコール健康障害に関連して生ずる問題(飲酒運転、暴力等)に関する施策との有機的な連携		
基本的な方向性	発生予防(1次予防)	進行予防(2次予防)	再発予防(3次予防)
重点課題	(1)正しい知識の普及及び不適切な飲酒を防止する社会づくり	(2)誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり (3)医療における質の向上と連携の促進	(4)アルコール依存症者からの円滑な回復、支援、社会復帰するための社会づくり
県計画の主な目標	(1)アルコール健康障害の発生を予防 1)20歳未満の者や妊産婦など、特に配慮を要する者に対する飲酒リスクの普及啓発 2)アルコール健康障害に関する正しい知識・理解の啓発	(2)アルコール健康障害の進行、重症化予防、再発予防、回復支援 1)地域における相談体制の周知 2)相談、治療、回復支援のための連携体制の推進 3)アルコール依存症の治療等の拠点となる専門医療機関の選定	
具体的取組	①20歳未満の者の飲酒をなくす ②妊娠中の飲酒をなくす ③生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合の減少 ※第二次健康ふくしま21計画に準拠 男性 基準19.2% → 目標11.0%(R9) 女性 基準7.0% → 目標5.0%(R9)	①地域における相談体制の周知 (依存症相談拠点・各圏域相談拠点における連絡会議等の実施 年1回以上 等) ②相談、治療、回復支援のための連携体制の推進 (医療機関の連携のための連絡会議の開催 年1回以上 等) ③アルコール依存症の治療等の拠点となる専門医療機関の選定 依存症治療拠点機関の選定 令和9年度まで1か所以上 依存症専門医療機関(アルコール健康障害)の選定 各圏域1か所以上	(1)社会復帰の支援 (2)民間団体の活動に対する支援
	(1)教育の振興等 (2)不適切な飲酒の誘引の防止	(1)健康診断及び保健指導 (2)医療の充実 (3)飲酒運転等をした者に対する指導等 (4)地域における相談支援体制	
	○人材の確保等 ○調査研究の推進等 ○東日本大震災、原発事故後の影響に配慮したアルコール関連問題への支援		